

Sanren Topics No.4

企業と秘密保持契約の締結と同時に寄附金の受入を行うことは、規程上の反対給付に該当することがありますので、ご注意ください。

(解説)

共同研究契約の締結前に、試験的に研究を進める目的で、同一研究者と相手先との間で秘密保持契約の締結と同時に寄附金の受入を行うことは、反対給付に該当し下記の寄附金受入規程に抵触する可能性があります。

また、寄附を行う企業としても、本来、研究開発費で処理すべき費用について、寄附金で処理を行うことにより、結果として、共同研究を実施するよりも、更なる税制の優遇装置を受けることになり、法人税法上の問題が生じるとともに、本学教職員から寄附金での納入を求めた場合は、本学にも説明責任が生じるおそれがあります。

※他大学では、同一企業から秘密保持契約締結と寄附受入が同時に行われた事例について、税務調査で指摘されたケースがあります。

(対応策)

秘密保持契約の締結を伴う経費の受入につきましては、寄附受入ではなく共同研究契約(または、受託研究・受託事業等)での受入をご検討下さい。

東海国立大学機構寄附金受入規程 抜粋

第2条第1項 寄附金 機構の業務の実施を財政的に支援するものであり、その反対給付を求めることなく機構に給付する現金及び有価証券をいい、研究助成財団等が機構の職員の学術研究を財政的に支援する研究助成金を含む。

第3条第2項 前項に該当する場合であっても、寄附金に次の各号に掲げる条件が付されている場合は、その寄附金を受け入れることができない。

(中略)

二 寄附金による学術研究の結果得られた知的財産権の権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること



秘密保持契約

✕寄附



秘密保持契約を伴う経費の受入は **共同研究契約等**[※]でご検討ください。

※共同研究、受託研究、受託事業、学術コンサルティング

ご不明な点がございましたら、以下担当までお問い合わせください。

研究推進部研究資金支援課研究資金第一係 ☒ ksi-sikn1@t.gifu-u.ac.jp

医学部研究支援係

☒ med-kesie@t.gifu-u.ac.jp